総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和5年6月26日(月)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6 階604会議室
- 3 事 件

議案第64号 三次市支所設置条例の一部を改正する条例(案)

議案第65号 三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第68号 工事請負契約の締結について

議案第70号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

- 4 出席委員 横光春市,中原秀樹,竹原孝剛,小田伸次,齊木 亨,藤井憲一郎,徳岡真紀
- 5 欠席委員 宍戸 稔
- 6 説明のため出席した職員

【甲奴支所】 秋山支所長,道々支所次長

【総務部】 細美総務部長,桑田総務課長,中村職員係長

【情報政策監】東山情報政策監、宮本情報政策課長、永迫情報システム係長

【経営企画部】笹岡経営企画部長、渡部企画調整課長、加藤企画調整係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○横光委員長 それでは、定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。 ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。 この際ご報告いたします。本日の委員会に宍戸委員から、一身上の都合により欠席したい旨、届 出がありましたので、ご報告いたします。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、すでにお示ししています委員会審査 次第のとおりであります。本委員会に付託されました4議案について、それぞれ説明を受けた後、 質疑を行い、直ちに議案ごとに採決を行います。

なお、質疑に関しては、明瞭かつ簡潔にお願いいたします。

それでは、議案第64号三次市市長設置条例の一部を改正する条例案の審査を行います。 甲奴支所の説明を求めます。

- ○秋山甲奴支所長 委員長。
- ○横光委員長 はい。秋山甲奴支所長。
- ○秋山甲奴支所長 委員の皆様, おはようございます。

議案第64号三次市支所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本案は,三次市甲奴支所の耐震工事に伴い,甲奴支所の位置を耐震工事中は仮庁舎となる甲奴コミュニティセンターの位置に改め,完成後は元の位置に戻そうとするものであります。

資料をご覧ください。工事等のスケジュールをご説明いたします。現在、仮庁舎となる甲奴コミュニティセンターの改修工事と甲奴支所庁舎の耐震等工事の入札手続きを進めています。

甲奴コミュニティセンターの改修工事を9月末までに完了し、10月から仮庁舎で業務を開始する 予定です。

甲奴支所耐震等工事は入札後仮契約を行い,議会で議決を終えた後,工事着手します。工期は 17ヶ月で、令和7年2月末としています。

その後、仮庁舎から甲奴支所へ移転し、令和7年4月から改修後の甲奴支所庁舎で業務を開始する 予定です。

以上説明とさせていただきます。

よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

- ○横光委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
- ○藤井委員 委員長。
- ○横光委員長 藤井委員。
- ○藤井委員 スケジュール感等はですね、理解させていただいております。昨年、三良坂支所も同様の改修がございましたが、その時には周りをフェンスで囲ってですね、防音壁等も作られまして、かなり大きなスペースを使って工事車両等も入っているようにお見受けいたしました。

この甲奴コミュニティセンターは、駐車場がすぐ近くにないというふうな懸念がありまして、ゆ げんきの駐車場は確かに広いんで、台数的なものも問題ないと思うんですけど、例えば、三良坂の 場合には福祉保健センターを代替で使っていたときには、おもいやり駐車場みたいなものをすぐ近 くに用意ができていたんですけど、その辺の利用者に対するですね、何か配慮とかそういったもの はお考えになっておられるかというのを一つお聞かせいただければと思います。

- ○道々支所次長 委員長。
- ○横光委員長 はい。道々支所次長。
- ○道々支所次長 はい駐車場でございますけれども、施工業者決定の後にですね、協議をさしていただきまして、例えば支所周りコミセン周りにそういったおもいやり駐車場的なところが確保できるようであれば、確保したいと思っております。

もちろん体の不自由な方にはですね、そういった配慮ができるようにというふうにまず一番に考えていきたいと思っております。

あとはおもいやり駐車場以外のところで言いますと、先ほど委員の方からもありましたように、 ゆげんきの駐車場ですねこちらの方ですね、来所者でありましたり、そういったところですね、職 員の駐車場でありましたりといったところは、ゆげんきの駐車場の方を利用できればと考えている ところです。

- ○横光委員長 他にございませんか。
- ○徳岡委員 委員長。
- ○横光委員長 徳岡委員。
- ○徳岡委員 私もスケジュール感はすごく理解ができまして、今回耐震工事に伴う地番変更という 条例の変更っていうことなんですけれども、今回の変更のある支所なんですけれども、甲奴のコミ

ュニティセンターが仮庁舎となるということで、支所とコミセンの間に備北消防の出張所があるということで、おそらく市役所の荷物などを引っ越しなどで行き来される場合や、そして今度庁舎が変更されたことで、そこに来庁される方も来られるかと思うんですけども、工事車両の行き来というものがある中で、この備北消防の緊急車両の動線などについて、配慮というものがなされているのかこれからお考えになることかと思うんですけれども、そういったところの配慮はどのようにお考えかお伺いします。

- ○道々支所次長 委員長。
- ○横光委員長 道々支所次長。
- ○道々支所次長 消防署の方の緊急車両の出入りにつきましてはですね、やはり万全を期していき たいと思っております。こちらの方も施工業者決定の後にですね、しっかり協議の方をしまして、 支障がないように行っていきたいと考えております。

引っ越し等につきましてはですね、短期間でできるだけできるように思っております。その辺り も施工業者決定後にしっかりスケジュールの方を確認しまして、関係者、消防署やその他各種団体 としっかり協議をする中で考えていきたいと考えております。

○横光委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 はい。他にないようでありますので、以上で議案第64号に係る質疑を終了いたします。甲奴支所の皆さん、ありがとうございました。

(説明員入れ替わり)

○横光委員長 それでは、続いて、議案第65号三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案の審査を行います。

総務部の説明を求めます。

- ○細美総務部長 委員長。
- ○横光委員長 細美総務部長。
- ○細美総務部長 皆さんおはようございます。

それでは、議案第65号三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について ご説明申し上げます。着座のまま失礼いたします。

本案は、特殊勤務手当に係る人事院規則の改正に伴いまして、三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を、改正しようとするものであります。

概要といたしましては2点ございます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当の特例の廃止でございます。2点目は、今後、特定新型インフルエンザ等の蔓延によりまして、緊急に対処する必要が生じた場合のために、これまでと同様の特殊勤務手当の特例を新設するものでございます。施行期日は、令和5年7月1日を予定しております。

よろしくご審議いただきまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

- ○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑の ある方の挙手をお願いいたします。
- ○齊木委員 委員長。
- ○横光委員長 齊木委員。
- ○齊木委員 以前コロナに関しては、中央病院において4,000円という勤務手当がありましたけど も、今回はインフルエンザの関係での復活いうことで、よろしいですかね。
- ○桑田総務課長 委員長。
- ○横光委員長 桑田総務課長。
- ○桑田総務課長 はい。現在、条例に規定しておりますのは、現在の新型コロナウイルスに対応する場合でございまして、新たに改正するものについては、特定新型インフルエンザ等という規定になっておりまして、これは未知の新型のインフルエンザでありますとか、新感染症と呼ばれる、国で規定する新しい形の感染症がもし起きた場合に対応するというような中身となっております。
- ○横光委員長 他にございませんか。
- ○藤井委員 委員長。
- ○横光委員長 藤井委員。
- ○藤井委員 対象となる職員,職員さんの範囲,わかりやすく,例えばドクターであるとか,ナースであるとか,以前,これも委員会の説明だったか何かで僕が記憶違いだったらあれなんですけど,清掃されてる方とか,そういった方にも範囲があるっていう,いうような。何か印象があったもんで,いろいろ調べてみたんだけどちょっと調べが足らずにあれなんですけど,その範囲をちょっと教えていただければ,対象者の方の。
- ○桑田総務課長 委員長。
- ○横光委員長 桑田総務課長。
- ○桑田総務課長 現在の新型コロナウイルスの場合の対象でございますけれども、感染患者又は感染症の疑いのある患者の方、それから検体を扱うものに対して支給対象となっておりまして、それでいきますと、医師でありますとか、看護士、看護助手、それから検体を扱う技師、そういったところが主な対象となっておりまして、対象の基準は、防護服等のフル装備で対応しなければならないような場合というのが対象となっておりますので、患者から離れていてそういった検体は使わない職員については対象外となっております。
- ○横光委員長 よろしいですか。他に質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 他にないようでございますので、以上で議案第65号に係る質疑を終了いたします。 総務部の皆さん、ありがとうございました。

(説明員入れ替わり)

- ○横光委員長 続いて、議案第68号工事請負契約の締結についての審査を行います。情報政策監の 説明を求めます。
- ○東山情報政策監 委員長。

- ○横光委員長 東山情報政策監。
- ○東山情報政策監 はい。改めまして皆さん、おはようございます。議案第68号工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

本案は、三次市ケーブルテレビ設備改修工事第7期について、三次市議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについ て、市議会の議決を求めようとするものです。

その内容ですが、資料6改修設備内訳のとおり、三次市防災センター及びサブセンター9ヶ所において、放送通信設備の改修を実施するものです。

請負金額は1億9,415万円。請負者はNECネッツエスアイ株式会社中国支店でございます。本工事に係る入札の状況につきましては、応札1社で、その落札率は99.19%となっております。

引続き、部材の調達に時間を要しますので、工事期間は、議決のあった日の翌日から令和7年2月28日としております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

- ○横光委員長 はい、ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。 質疑のある方は挙手願います。
- ○藤井委員 委員長。
- ○横光委員長 藤井委員。
- ○藤井委員 改修収設備内訳の項目の3番, GE-PON設備更新(文化サブセンター)で,内容としては光ファイバーを利用した通信を行うための送受信装置,インターネットサービス加入者宅に設置するONUの親装置として機能する。ここで,設備更新をされるんだろうというふうに,理解はできます。

6番GE-PON設備,今度は移設改修,こぶしセンターへの移設改修ですね,これが3番で, 更新をされ,文化センターは更新をされる。そこで使ってた古いものを,このこぶしセンターへ移 設するというふうな理解でよろしいんでしょうか。

そのこぶしセンターというのは、今現在どういうものが使われてて、これを移設することによってグレードアップするというふうな考えでいいのかどうか、ちょっとその辺を説明いただければと、いうふうに思います。

- ○東山情報政策監 委員長。
- ○横光委員長 東山情報政策監。
- ○東山情報政策監 文化サブセンターのGE-PON設備を更新しまして、そこで外したものを 6 番のこぶしサブセンター、作木の上地区、下地区サブセンターに移設を行います。

これはですね、まだ文化会館移設時に整備したもので、機器が比較的新しいものでして、まだ処分するのにはもったいないので、こちらのこぶしサブセンター、上地区、下地区サブセンターの方に移設して予備機として、スタンバイをさせておく予定です。これ故障した時等にですね、距離が防災センターからかなりありますので、そのために予備機を確保しておくということで、将来的に

は、またそちらの方も更新ということにしようと考えております。

- ○横光委員長 他に質問ありませんか。
- ○齊木委員 委員長。
- ○横光委員長 齊木委員。
- ○齊木委員 この今回更新される機器については必要が迫っておると思うんです。私ら、この審査 される機器について、ちょっと詳しいことはっきりわからないんですが、この機器の専門的な知識 は、やっぱりケーブルテレビの方、市の方、適正な交換であるという判断をされると思うんですが、その辺りの見解。この判断はどういうふうにされておられるか。
- ○東山情報政策監 委員長。
- ○横光委員長 東山情報政策監。
- ○東山情報政策監 設備の更新の洗い出しにつきましては施設を管理している三次ケーブルビジョンからの提案に基づいて選定を行っております。これは限られた予算の中でですね設備更新を行うという場合において、必ずしも耐用年数に依存するものでなく、危険性の高いもの、故障の可能性の高いものを洗い出していただいて、対応しているという状況でございます。

前回の委員会でもご指摘いただいたんですが、その辺の検証をですね、きちんとしたほうがいいのではないかということで、今回からですね、広島ITコーディネータ協同組合の方に確認の方、していただいたりもするように取り組みを行っています。

この第三者による確認作業というのは、今後も引き続き、取り組んでいこうと思っております。

- ○齊木委員 委員長。
- ○横光委員長 齊木委員。
- ○齊木委員 そういう立場の方がおられることがわかれば、少しは安心して、判断ができると思います。
- ○横光委員長 他にございませんか。
- ○小田委員 委員長。
- ○横光委員長 小田委員。
- 〇小田委員 今回の入札経過の中でですね、今、入札の種類は一般競争入札となっております。応 札が一社しかなかった、私らこういうのはもう特殊的なもんであるんで、今現在使ってる機器との 相関性とかいろんなもんが問題があるんだろうとは思うんですけれども、一般競争入札ということ であるならば例えば2社である3社であるというのが応札していただけるような状況が本来なら望 ましいというふうには思われますけども。

1社しか応札がないというこの状況をどのようにとらえられているのか。

今後こういったものは更新は毎年また来年度も、またこういったものをしていかなければならないとなった時に、まだこういう状況が良くなると言うちゃ悪いけど、一般競争入札じゃなくてこれ随契じゃないかなというふうな感覚にとらわれてくるとこがあるんですけど。その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○東山情報政策監 委員長。

- ○横光委員長 東山情報政策監。
- ○東山情報政策監 この間ですね、当初は必ずしも1社ではなかったわけですけども、ここのところ、一社入札が続いてるということで、昨年度ですね、一応要件緩和を実施しておりまして、設備更新という条件にしてたんですけど、同種工事ということで、新設も含むということで緩和をしております。

それでもちょっとまだ1社という状況なんですが、営業行為は受けております設備改修工事参加 したいんですということで窓口にこられたので、説明をさせていただいたりという経過はございま す。

ただその上で入札になった時に、参加をされないっていうのは各社の事情によるものかなあというふうに考えておるんですけど、そういった営業行為ありますので、できるだけ参加いただきたいというふうに事務局としては考えております。

- ○小田委員 委員長。
- ○横光委員長 小田委員。
- 〇小田委員 予算組みをするときの積算をするのにね、外へ出して、幾らかかるかっていうのをやるだろうとは思うんですけども、そういう時そういうときからいろいろやっぱり気分を使って、おかしい表現かもわからんですけども、やはり競争入札のそれが働くようにね。持っていかないといけないんではないかなというふうにもちょっと考える。先ほども説明されたように、近年ずっと1社の応札で進んでいるように思いますんで。

別にここ悪いことしてるとは思いませんけども、やはりそういう形では一般競争入札という形で やっている以上は、応札してもらえるような努力もやっぱりしていただきたいなというのが、思い であります。

今以上にやっぱりちょっと努力してもらわんといかんのじゃないかなというふうに思いますがい かがでしょうか。

- ○東山情報政策監 委員長。
- ○横光委員長 東山情報政策監。
- ○東山情報政策監 この入札に限ったことではないんですけれどもやはり仕様作成等に当たっては、特定のメーカーに偏りがないように気を使ってはおります。今後も引き続きですね、その辺の、どこでもできるような仕様の作成に取り組んでいきたいと考えております。
- ○横光委員長 よろしいですか。他にございませんか。
- ○竹原委員 委員長。
- ○横光委員長 竹原委員。
- 〇竹原委員 これにも書いてありますが、令和7年までかかる、2年ぐらいかかるんだけど、全部機材なんかは順調に調達できる。のが1点と、それから前にケーブルテレビの今後の総額が58億3,000万で58億なんぼだと。更新費用を試算しとったですよね。ほんでこれ今、これどんどん増えるんかもしらんけど、20年間全体で58億8,000万円ということで、今何年したか知らんけど。

総額は大体、今後どういうふうにこれが推移していくんかということと、IRU契約で1億

- 9,000万円ずつ返すというのはどうなってるんですかね。
- ○東山情報政策監 委員長。
- ○横光委員長 東山情報政策監。
- ○東山情報政策監 今回の後期がですね2年度に渡っていることでございますけれども、これと同じ内容で数年前でしたら単年度で実施ができておりました。これは世界的な半導体不足によって部材の調達がですね、できないということで、契約をしてから機器の納品に時間がかかるものでございます。でこの解消についてですね。いろいろ検討を行ってみたんですけれども、やはり行政はこの1億5,000万以上の契約ですと、議決をいただいてから本契約となって、そこからやはり調達が始まるということで、民間でされてるような差し置きとか予約的なことができないという、どうしてもそこの壁にぶち当たってしまいまして。今のような状況になっております。

メーカーともお話をしたんですが、やはり確約はできないということで、例えばですけれども今時点で在庫があって、三次市さんが更新予定だからということで、それを見込んでおいても、先に、民間の発注があった場合、当然そこ契約行為があって、三次市はまだ契約行為がないわけですから、そこの確約はできないということでちょっと厳しい状況にあります。

ただそうした中で、納期をですね、できるだけ正確に見積もってこうやって工期設定をさせていただいているような状況でございます。

更新費用ですけれども現在大体 2 億円内で毎年行ってまして、今後も更新が必要になってきますけれども、この設備更新計画策定業務で積算した時に、問題がですね光ファイバーを更新するとなると、これがかなりの費用になりまして。当初62億ぐらいで、すべての設備の費用掛かってたんですけどそのうち約30億程度が光ファイバーだと言われておりまして。

それをすべて更新するとなると相当の金額がということになるんですけれども現在大体20年経ってますけれども、光ファイバー、まだ特段問題が生じておりませんで、まだ10年は大丈夫だろうとちょっと事務局の方では、考えております。

総務省の適化法上は10年だったんですね。で、それ10年経ったらどうなるんだろうかということだったんですけれども世の中的にも、それほど劣化が進んでないということがありまして。そこが予定しているよりはまだ先に延びそうという状況でございます。

IRU契約ですけれども、以前は市の当初整備費のうち一般財源分を毎年分割して、1億900万円 払っていただくという形だったんですけれども、外部監査で指摘されて以降ですね、単年度での賃料という見方にしておりますので、IRU契約が前の状態だとIRU契約が終わった時にその市の 一般財源分どうやって返済するのかという問題がありましたけれども、現在は単年度貸付けという 形になっておりますので、契約が終了したらそこで支払いの必要がなくなるということになります。

- ○竹原委員 委員長。
- ○横光委員長 竹原委員。
- ○竹原委員 部材が調達できる見込みがあるということで、途中で放送が止まるようなことはないという見通しでこれはですよね。

IRU契約賃貸料1億900万を、十年間払って、そのまま今単年度で賃貸料としてもらよるという話だけど、総額、あん時に23億3、900万円だったですよね、賃貸料そのものが。IRU契約で返ってくるのは、10億ぐらいしかIRU契約じゃ返らんかということで、結局どうなったんかいね。

それで,更新費用58億8,000万円は,これは,総額は変わってない。将来もそれぐらいいるという。総額,10年のくってもいるのはいるという話だね。

- ○東山情報政策監 委員長。
- ○横光委員長 東山情報政策監。
- ○東山情報政策監 部材ですけれども、現在ですね、その納期確認してこの議案を出させていただいております。ただ昨年度1回ですね、議決いただいた後に、部材が入らないということで、工期の変更をお願いしたところですけれども現在、お願いしております議案につきましてはこの納期で確認をしております。

それと、現在のIRU賃料ですけれども。これまでで賃料の方、ブロードバンド光基金の方に積み立てておりましてその合計が今13億になっております。

その分、ケーブルテレビからお支払いいただいているということでございます。

- で、更新費の総額ですけれども、光ファイバー部分がまだ直接発生してはおりませんけれども、引続き、年間2億円未満ということで発生していくと考えておりますので20年たったら40億ですね。
- ○竹原委員 委員長。
- ○横光委員長 竹原委員。
- ○竹原委員 光ファイバーを変えるとすれば、含んで58億8,000万円だよねこれ。
- ○東山情報政策監 委員長。
- ○横光委員長 東山情報政策監。
- ○東山情報政策監 この時にですね設備更新計画策定業務で委託して試算していただいた中には光 ファイバーの更新をですね一部見込んでおります。
 - うちが12億円見込んでたんですけども、まだそれを使う段には至ってないという。
- ○横光委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 他にないようでございますので、以上で議案第68号に係る質疑を終了いたします。 情報政策監の皆さん、ありがとうございました。

(説明員入れ替わり)

- ○横光委員長 続いて、議案第70号三次市過疎地域持続的発展計画の変更についての審査を行います。経営企画部の説明を求めます。
- ○笹岡経営企画部長 委員長。
- ○横光委員長 笹岡経営企画部長。
- 〇笹岡経営企画部長 議案第70号三次市過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明をさせていただきます。

本案は三次市過疎地域持続的発展計画に新たに市道十日市276号線仮称酒河160号線を追加するこ

とにつきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する 同条第1項の規定によりまして、市議会の議決を求めようとするものです。

その内容は、事業計画に消防施設アクセス道といたしまして、市道十日市276号線仮称酒河160号線へ改良舗装新設を追加しようとするものです。

以上、よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

- ○横光委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑の ある方の挙手を求めます。
- ○竹原委員 委員長。
- ○横光委員長 竹原委員。
- ○竹原委員 消防署建設がまだ確定してないよね。知らんけど、過疎債を使ってのこれは整合性がある。例えば、例えばの話だけしにくいだろうけど、消防署が駄目になったら、これはどうなるんですか。
- ○笹岡経営企画部長 過疎計画の変更につきましては、変更の事業が事業化した場合、これまでも 定例会におきましてですね、予算案と同時に計画の変更の議案を出させていただくのをさせていた だいております。

今回につきましても、これまでの議会へのご提案と同様にさせていただいたものです。

- ○横光委員長 他に質問はございませんか。竹原委員。
- ○竹原委員 この過疎債は、総額決まっとるんで、なんぼないとできるんかねこれ。次から次、出せるかどうか。
- ○渡部企画調整課長 委員長。
- ○横光委員長 渡部企画調整課長。
- ○渡部企画調整課長 過疎債につきましては合併特例債のように全体の枠があるわけではございませんで、毎年国の予算の上限によって借入れできる額が、決まっております。例年、29億円から30億円程度ということになりますので、議員おっしゃいますように、申請すればすべて借入れができることではありませんけれども、今年度じゃあどこまで借入れができるかというところにつきましては、企画調整課の方では把握していないところでありますけど、そこにつきましては財政課の方で県と調整ということになろうかと思います。
- ○横光委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ほかに質問がないようでございますので、以上で議案第70号に係る質疑を終了いた します。経営企画部の皆さん、ありがとうございました。

ここで一旦休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

(休憩 10時40分)

○横光委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。 それではこれより議案4件の採決を行います。 配付しています審査報告書に沿って、議案ごとに討論の後、採決といたします。

それではまず、議案第64号三次市支所設置条例の一部を改正する条例案についての討論を願います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についての討論を願います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号工事請負契約の締結についての討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第70号過疎地域持続的発展計画の変更について討論を願います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に対する付すべき意見や要望等について、自由に議論をして参りたいと考えます。

意見のある方, 挙手を求めます。

- ○横光委員長 藤井委員。
- ○藤井委員 議案第64号三次市支所設置条例の一部を改正する条例案の中で、甲奴支所の仮庁舎に おいてですね、来庁者の利便性と安全性を確保するようにというふうに、委員長報告につけていた だければというふうに考えます。
- ○横光委員長 よろしいでしょうか。 他にございませんか。
- ○横光委員長 徳岡委員。
- ○徳岡委員 藤井委員の付すべき意見にプラスさせていただきたいんですけれども、緊急車両等が 円滑に迅速に緊急の際には、出動できるような動線をしっかりと確保して、同じく来庁者の安全 や、そして市民の安全と命を守るために、工事に最大の配慮を行っていただきたいということをし ていただきたいです。
- ○横光委員長 ほかにございませんか。
- ○横光委員長 小田委員。
- 〇小田委員 議案第68号のところを工事請負契約の締結の件ですけれども,近年やはり1社しか応 札がないというふうな状況下が見受けられるんではないかというふうに思いますので,一般競争入 札とうたっている以上は,そういうところに応札がやはり何社かあるような状況になるのが望まし いのではないかというふうに思われますので,今後積算するときの積算根拠であるとか,これが今 年度だけで終わるもんではございませんので,これからも続くもんでございますので,そういった ところはちゃんと一般競争入札の機能は機能するように取り組んでいただきたいというふうなとこ ろをつけていただければというふうに思います。
- ○横光委員長 他にございませんか。

ただいま、いろいろご意見をいただきました。

お諮りをいたします。本委員会の委員長報告は、先ほどの自由討議を参考に作成したいと思います。なお、作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横光委員長 ご異議なしと認めます。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。 皆さんご苦労様でした。

午前10時55分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年8月4日

総務常任委員会

委員長 横 光 春 市